平成２７年（フ）第１６３号
札幌市豊平区平岸３条９丁目１番19号　プラスパーク平岸Ａ－201号
破産者　奥山　輝康
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目10番９号
破産者　加藤　行夫
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
兵庫県姫路市青山北２丁目12番６号
破産者　三田　　泰
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０６号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼694番地２薫風荘203、開始決定時の住所横浜市港南区港南台１－６－６　パティオ港南203
破産者　池上　　弘
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
相模原市中央区南橋本３丁目５番８号　ロアーブルガーデン南橋本弐番館406
破産者　高師　一郎
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２０号
金沢市金石西３丁目７番10号
破産者　楽風亭こと　宮田　裕子
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
愛知県安城市横山町浜畔上29番地４
破産者　中條真由美
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
鹿児島県霧島市国分松木町19番５号
破産者　岩下　京子（旧姓坂口）
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７９４号
北海道江別市野幌若葉町20番地の35　ガーデンプラザ101、開始決定時の住所北海道江別市西野幌127番地
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８１号
札幌市南区南沢６条４丁目３番20号
破産者　袴田　勇一
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７０号
仙台市太白区松が丘15番３号　白梅荘101、開始決定時の住所仙台市太白区四郎丸字前99番地の６
破産者　板橋　　清
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９３８号
埼玉県朝霞市西原１丁目８番18号　カーサ北アサカ307号
破産者　白河　雄大
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１４号
大阪府東大阪市長田３丁目４番12号　ドルミムラオ106号室、住民票上の住所大阪府東大阪市稲田上町１丁目10番27号
破産者　後藤　経雄
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３１号
京都府八幡市川口浜19番地の14、開始決定時の住所京都府八幡市八幡馬場78番地
破産者　五藤　雅博
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０５号
兵庫県川西市寺畑２丁目13－15－101、開始決定時兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目87番地６
破産者　藤田　雅和
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７２８号
兵庫県明石市鳥羽1488番地の２
破産者　多田　廣義
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３５号
大阪市平野区流町４－11－５インペリアルシャトー506号、開始決定時大阪市平野区平野西６丁目５番27号
破産者　中谷　修身
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部